

「平成16年度知的財産制度説明会(初心者向け)テキスト」の第118～119頁からの抜粋

・審査官との面接

審査官からの拒絶理由の通知等に対して、直接審査官に面接で自己の発明の技術的な説明を行うことができます。

面接時は、特許請求の範囲に記載された自己の発明と拒絶理由等に記載されている引用文献との技術的な対比などを中心に自己の意見を述べると共に、審査官の意見を聞き、今後の対処方針を検討しましょう。なお、審査請求がなされた後、特許査定又は拒絶査定がなされるまで、拒絶査定不服審判請求期間、拒絶査定不服審判請求後、前置審査終了まではいつでも面接可能です。

また、出願人の利便を図る観点から、次のような審査を実施しています。

巡回審査

特許庁では、平成8年度から、特許庁から遠距離にある中小・ベンチャー企業、大学・TLO等の方々のために、巡回審査を実施しております。この巡回審査は、全国各地の面接会場に審査官が出張して面接審査を行うものです。

) 申込できる方

特許庁から遠距離にある中小・ベンチャー企業、大学・TLO等の方で、特許出願を行い、審査請求を行っている方。

) 申込要領

面接審査管理専門官まで、名前や住所、出願番号等を連絡してください。

(代理人を通じてご連絡頂いても結構です。)

申し込み頂いた方には、必要な情報を確認させて頂き、担当審査官と調整の上、巡回審査の日時、実施場所を回答させて頂きます。

ただし、日程調整が困難な場合や申込が集中した場合等には、巡回審査を行えないこともありますので、予めご了承ください。

テレビ面接審査

各経済産業局特許室に設置したテレビ会議システム(あるいは出願人の方がお持ちのもの)と特許庁に設置のテレビ会議システムとを接続して行う面接審査です。

) 申込できる方

特許出願を行い、審査請求を行っている方で各経済産業局特許室にお越しいただける方またはテレビ会議システムを所有している方。

) 申込要領

面接審査管理専門官まで、お名前や住所、出願番号等をご連絡ください。後日実施の可否を回答させていただきます。なお、日程調整等が困難な場合、テレビ面接が行えない場合もありますので、予めご了承ください。